令和９年度猪苗代町職員（社会人枠）採用候補者試験実施要領

１　目　　的

猪苗代町職員としての有能な人材を確保するため、試験を実施し、もって人事管理の適正と行政事務の向上に寄与するものとする。

２　採用職種及び採用予定人員

採 用 職 種　　**一般事務（行政）（社会人枠）**

採用予定人員　　若干名

３　試験期日

令和９年１月２３日（土）

受　　付	午前　８：３０～午前　８：５０
職務能力試験	午前　９：１０～午前１０：１０
職務適応性検査	午前１０：２０～午前１０：４０
小　論　文	午前１０：５０～午前１１：５０
面　　接	午後　１：００～

４　試験会場

「猪苗代町役場」　耶麻郡猪苗代町字城南１００番地

５　受験資格

次の各号のいずれにも該当する者

（１）昭和６１年４月２日から平成９年４月１日までに生まれた者で、官公庁（国又は地方公共団体）や民間企業等における**職務経験が５年以上かつ最終学歴卒業（修了）から基準日（令和８年１１月３０日）までの期間の８割の年数以上を有する者**

（２）大学、短大、高専又は高校を卒業している者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

（１）日本の国籍を有しない者

（２）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（３）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

（４）日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【受験資格上の職務経験の考え方について】

１　「職務経験が５年以上かつ最終学歴卒業（修了）から基準日までの期間の８割の年数以上を有する」について

（１）最終学歴卒業（修了）とは、学校教育法に規定される学校（高等学校、大学、高専等）のうち、最も水準が高い学校を卒業（修了）した時点を意味します。また、満期退学（博士論文の提出・審査合格を経ずに博士課程（博士後期課程）を標準修業年限以上で退学すること）は、博士課程を修了したものとみなします。

（２）「５年以上」については、最終学歴卒業（修了）後から基準日までの間に、５年以上の職務経験が必要であることを意味します。

（３）「最終学歴卒業（修了）から基準日までの期間の８割の年数以上を有する」については、最終学歴卒業（修了）後から基準日までの間の期間の８割の年数以上の職務経験が必要であることを意味します。８割の年数を計算した際に、年数に満たない月数や日数等については切り捨てて考えます。

（例１：大学を２００９年3月１０日に卒業した場合）
２００９年3月１０日～２０２６年１１月３０日→ １７年8か月→ 8割年数：１４年
5年＜１４年となるため、この場合は１４年以上の職務経験を有する必要があります。
（例２：大学院博士後期課程を２０２１年3月３１日に修了した場合）
２０２１年3月３１日～２０２６年１１月３０日→ 5年8か月→ 8割年数：4年
5年＞4年となるため、この場合は5年以上の職務経験を有する必要があります。

２　職務経験について

（1）職務経験の要件は、基準日時点で満たしている必要があります。
※基準日＝令和８年１１月３０日現在

（2）職務経験として算入することができるもの
①職務経験には、会社員、公務員、団体職員、自営業者等として、同一企業等で週３０時間以上の勤務を１年以上継続して就業していた期間が該当します。（勤続１年未満の場合は該当しません。）
②「週３０時間以上の勤務」は、就業規則・雇用契約等により定められた労働時間であり、残業時間等は含みません。
③産前産後休暇、育児休業、介護休暇、育児短時間勤務期間は、職務経験として通算できます。
④その他の休業（傷病等）により実際に従事しなかった期間が１か月以上ある場合は、その全期間は職務経験の期間から除きます。

３　計算方法について

（1）原則、月の初日から末日まで勤務した場合を１か月とします。
（2）月の途中から勤務した場合は、翌月の同一１日前までを１か月として、残りの日数が〇〇日間となります。
（例：2月１５日から１１月２８日　→　9か月１４日間）
（3）月の途中まで勤務した場合は、勤務最終月の初日から勤務した日までが〇〇日間となります。
（例：6月１日から１２月１５日　→　6か月１５日間）
（4）職務経験が複数の場合は合算することができます。なお、同一期間内に複数の業務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限ります。職務経験期間の合計は、１２か月を１年、３０日間を１か月として計算します。各期間を合計した後、３０日未満の期間については切り捨ててください。
（例：１年3か月１３日間＋3年１０か月２５日（→4年１３か月３８日）→5年2か月）

４　在職期間が不明の場合について

前勤務先に問い合わせるか、公的年金、雇用保険の加入期間を確認するなどして、必ず把握してください。

５　職歴証明書等について

（1）採用内定後、職務経験の確認のため、最終学歴の証明書や職歴証明書等を必ず提出してください。なお、受験資格に必要な職務経験が確認できなかった場合は、採用されません。
（2）勤務先の合併等の理由で職歴証明書が提出できない場合は、雇用時の契約書類や雇用保険受給資格者証等、職務経験が証明できるものを提出してください。

6　試験の方法

（1）職務能力試験（６０題・１時間）

出題内容：論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題

（２）職務適応性検査

（３）小論文

（４）面接

7　受験手続及び受付期間

（１）受験申込用紙等の請求

申込用紙等は、町役場（総務課窓口）で令和８年１１月４日（水）から交付します。

（ただし、土、日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）

猪苗代町ホームページ内の職員募集のページからダウンロードし、プリントアウト（申込書はＢ４サイズ。履歴書と面接カードはＡ４サイズ）しての使用も可能です。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「職員採用候補者試験申込用紙請求（一般事務・社会人枠）」と朱書し、１４０円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型２号）を必ず同封してください。

（２）受験申込の方法

１）申込書に必要事項を記入し、宛先明記の受験票送付用の封筒（長３）に４６０円切手を貼り、申込書に添えて、町役場（総務課）に提出してください。また、町指定の履歴書及び面接カードに必要事項を記入し、申込書と併せて提出してください。

申込書等を郵送する場合は、封筒に「一般事務・社会人枠試験申込」と朱書し、宛先明記の受験票送付用の封筒（長３）に４６０円切手を貼り、申込書等に添えて必ず簡易書留にて送付してください。

２）受験票を受領したときは、最近６ヶ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦６㎝×横４．５㎝）１枚を写真欄に貼って受験当日必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できませんので注意してください。）

（３）受付期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１２月２３日（水）までの土、日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

郵便による申込書等提出の場合は、１２月２１日（月）までの消印のあるものに限り、受け付けます。

8　試験結果

受験者に対して、合否を文書で通知します。

9　資格調査

試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

10　合格者の初任給等

初任給は、本町の給料表によりますが、この他、通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

11　その他

（１）受験の際は、「ＨＢ」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

（２）受験者は、昼食を持参してください。

（３）受付時間は厳守してください。

（４）この試験に関し不明な点は、猪苗代町役場総務課に問い合わせください。